

弘前市職員がりんご農家等へ従事する際の注意事項

- 1 市職員がりんご農家等へ従事する際は、次の要領をよく読み、事前に兼業許可を受けてから従事するようにしてください。

- ・弘前市職員の兼業許可等に関する事務取扱要領
- ・弘前市職員のりんご農家等への従事等の制限に係る許可に関する要領

また、市職員には、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止などの服務規定が課されますので、次の法令等をよく理解した上で、従事するようにしてください。

※次頁以降に一部を抜粋して記載しています。

- ・地方公務員法
- ・弘前市職以外の職務又は業務に従事する職員に関する条例
- ・兼業に関する Q & A (HICS 様式集>人事課>人事研修係)
- ・職員の倫理等に関する取扱基準について (HICS 様式集>人事課>人事研修係)

- 2 りんご農家等での勤務時間については、次の要件があります。
- ・正規の勤務時間が割り振られた日において1日当たり3時間を超えることはできない。
 - ・1週間当たり8時間を超えることはできない。
 - ・1月当たり30時間を超えることはできない。
- 3 職員の本来の職務と兼業先となるりんご農家等の間に特別な利害関係がないことを、必ず自身で確認してください。

利害関係者とは、職員が職務で携わる事務の相手方のうち、次に該当する者をいいます。

- ①許認可等を受けて事業を行っている事業者等又は個人
- ②市からの補助金の交付対象となる事業者等又は個人
- ③立入検査又は監査、監察の対象となる事業者等又は個人
- ④不利益処分の相手方となる事業者等又は個人
- ⑤行政指導により、現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は個人
- ⑥市との間において契約を締結している事業者等又は個人

※詳細は、「職員の倫理等に関する取扱基準について」を参照してください。

- 4 りんご生産に関連のない作業・事務には従事することはできません。
- 5 許可手続きを怠るなど服務規定に抵触する場合は、懲戒処分の対象となることがありますので、兼業制度と服務規定をしっかりと理解した上で、りんご農家等へ従事するようにしてください。

・ 地方公務員法（抜粋）

（職務に専念する義務）

第 35 条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

（営利企業への従事等の制限）

第 38 条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第 1 項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第 22 条の二第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

・ 弘前市職以外の職務又は業務に従事する職員に関する条例（抜粋）

（営利企業従事等の許可の基準）

第 2 条 職員が営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営むことについては、任命権者は、その職員の占めている職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、かつ、営利企業に従事しても職務の遂行に支障がないと認める場合、その他の法の精神に反しないと認める場合のほかは、これを許可してはならない。

2 前項の規定は、職員が報酬を得て職以外の事業若しくは事務に従事する場合の任命権者の許可について準用する。

（職以外の職務又は業務の従事）

第 3 条 職員は、前条の規定による許可にかかわらず、任命権者によって特に承認された場合のほかは、職以外の職務又は業務に従事するために、その勤務時間を割いてはならない。

・ 職員の倫理等に関する取扱基準について（抜粋）

4 その他

(3)利害関係者以外の者との禁止行為

利害関係にない事業者等であっても、頻繁な接待など職員が通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けることや、飲食等の費用をその場に居合わせない他の者につけ回しすることは禁止されます。

・兼業に関する Q&A (抜粋)

Q 7 兼業の許可に期間はありますか？

A 7 兼業の許可期間は原則 1 年以内となります。

※兼業の許可を受けた後でも下記の場合は、変更から 1 ヶ月以内に再度申請し、許可を受けなければなりません

①昇任、転任、配置換、併任等により職員が占める職に異動が生じた場合

②事前に許可された兼業の内容に変更が生じた場合

※ただし、異動前後の職員の任命権者が同一である場合であって、当該任命権者が異動後の職員が占める職と許可に係る兼業先との間においても特別の利害関係又はその発生のおそれがないと認められる場合は、再度の申請は不要です

Q 9 許可を受けずに兼業を行ったらどうなりますか？

A 9 場合によっては、減給又は戒告などの懲戒処分を科されることがあります。

Q 12 自営を除く兼業申請を許可できない場合はどんなケースがありますか？

A 12 ①兼業のため勤務時間を割くことにより、職務の遂行に支障が生ずると認められるとき。

②兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認めるとき。

③兼業しようとする職員が占める職と許可に係る兼業先との間に、免許、認可、許可、検査、監査、税の賦課・徴収、補助金の交付、工事の請負、物件の使用、物品の購入等の特別な利害関係があるとき。

④兼業する事業の経営上の責任者となるとき。

⑤兼業することが、地方公務員としての信用を傷つけ、または、市職員全体の不名誉となるおそれがあると認めるとき。

Q 15 報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事することも兼業にあたるのでしょうか、報酬とはどんなものを指しますか？

A 15 報酬とは労務、仕事の完成、事務処理等の対価として給付される金銭のことです。

なお、個人の損害（支払った費用）に対して弁償のために支払われる金銭（報償金：旅費・食事代・通信運搬費など）は、報酬には該当しません。

りんご生産アルバイト兼業許可チェックリスト

※兼業許可申請書に添付してください

はい いいえ

- ① 「弘前市職員が農家等へ従事する際の注意事項」の内容について理解した
- ② 兼業に従事することにより職務遂行に時間的影響は生じない
- ③ 兼業に従事することにより職務遂行に心身的影響が生じない
- ④ 職員の本来の職務と兼業先の上に特別な利害関係がなく、利害関係の発生のおそれがない
- ⑤ 兼業先の事業の経営上の責任者とはならない
- ⑥ 兼業することで、地方公務員としての信用を傷つけ、市職員全体の不名誉となるおそれはない
- ⑦ 兼業先からの報酬月額が本職の給料月額を超えない
- ⑧ りんご生産アルバイトの兼業は、りんご産業における補助労働力不足対策を目的としていることについて、理解している

以上の内容に相違ないことを証明します。

令和 年 月 日 所属

氏名

(※) 利害関係者の具体例として、農林部に在籍する職員、職務上相手方が補助金等の交付対象者である場合、相手方が保育所等の入所の許認可先である場合などがあります。不明な点はりんご課企画推進係までお問い合わせください。